

大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（素案）について

1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）における給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始されます。

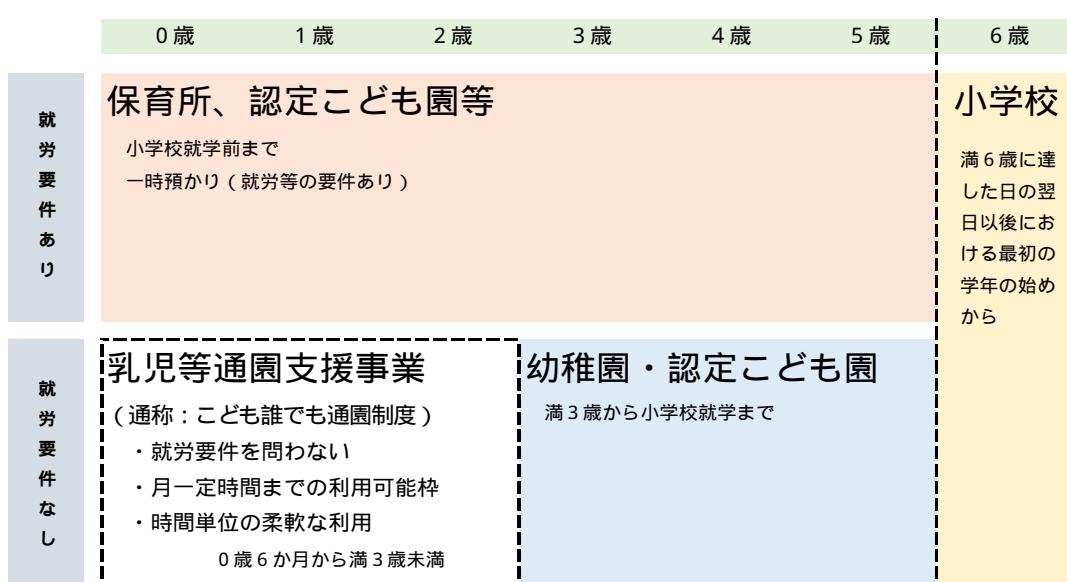
本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例により定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度からの制度開始に向け、国の定める基準に従い、又は参照し、本市の基準を条例で制定するものです。

なお、本条例（素案）における国の定める基準は、令和7年10月10日時点の国が定める基準案となります。

2 乳児等通園支援事業の概要

利用対象者	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
対象者の設定	居住する市町村による認定 利用者からの申請が必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用
利用料	子ども1人につき1時間300円程度（事業所が徴収）
利用方法等	事業所との直接契約 利用にあたっては、国予約システムを活用することを基本とする
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園等

上記、事業の実施概要は、現時点（令和7年10月）において示されている国の基準を参照しているものであり、今後、国において基準の変更等があった場合は、変更する予定です。



3 条例について

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の内閣府令で定める規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第〇号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の規定の例による。

【解説】

この条例は、法第54条の3において準用する法第46条第2項の内閣府令で定める規定に基づき、大阪狭山市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

条例の制定にあたり、本市において特段の事情がないため、国が策定した「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（従うべき基準・参酌すべき基準）」の通りとします。

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、令和8年4月1日からの施行を予定しています。